

議案第48号関連資料

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービスの継続的な実施の支援について

新型コロナウイルス感染症が再拡大する中、障害のある方やその家族が安心して生活するためには、障害福祉サービスを継続して提供する事業所を支援する必要があります。

そこで、感染防止対策を徹底しつつ障害福祉サービスを提供する事業所に対して、以下のとおり支援を行おうとするものです。

1 家族が感染し、自宅に取り残される障害者の対応に係る協力金の支給【市独自事業】

(1) 概要

家族が感染し、支援が必要な障害者が自宅に取り残された場合に、居宅介護やショートステイの受け入れなど、感染防止対策を徹底しつつ障害者の生活を支えるサービス提供を行う事業所に対して協力金を支給します。

(2) 対象事業所及び支援内容

対象事業所	支援内容
居宅介護事業所	支援等が必要な障害者が自宅に取り残された場合、ヘルパーを自宅へ派遣し、入浴や食事等の家事、健康観察などを行う事業所へ協力金を支給する。 協力金：15,000円/日（障害者1人あたり）
短期入所事業所	支援等が必要な障害者の受入を行った短期入所事業所へ協力金を支給する。 受入協力金：終日支援を行った場合 200,000円/人 夜間支援のみ行った場合 100,000円/人
通所事業所	障害者がショートステイを利用することとなった際、当該障害者が通常利用している通所事業所が、短期入所事業所における日中の見守り支援等を行った場合に協力金を支給する。 協力金：15,000円/日（障害者1人あたり）

(3) 予算額

7,620千円

2 障害福祉サービス事業所に対するサービス継続支援【国庫補助事業：国 2/3、市 1/3】

(1) 概要

感染者が発生した場合や濃厚接触者に対応した場合等において、感染防止対策を徹底しつつ必要なサービスを継続して提供する障害福祉サービス事業所に対して、通常の障害福祉サービスを超えて必要となる費用（かかり増し費用）を助成します。

(2) 主な補助対象経費

- ・障害福祉サービス事業所のサービス継続に必要な費用（事業所等の消毒、清掃費用、衛生用品の購入費用等）
- ・事業継続に必要な人員確保費用（割増賃金・手当、旅費等）
- ・居宅訪問に必要な費用（車両リース料、損害賠償保険加入費用等）

(3) 助成額

国の基準単価による

（例）施設入所支援：1,013 千円 居宅介護：107 千円

(4) 予算額

4,000 千円（うち 2,666 千円は国費）